

きずな

SENBI

2021年10月

第2103号

コロナ禍での舵取り

代表取締役社長 中田義秀

「きずな」の挨拶で新型コロナウイルスに触れるのは今回で5回連続となります。それだけ、コロナ禍との闘いは続いており、終息は何時になるか全く不透明な状況といえます。

ワクチン接種が進んでいることもあり、感染者数は減少傾向で、広島県も全国と時を同じくして緊急事態宣言が9月30日をもって解除されましたが、過去の状況を振り返ると、また何時、第六波となる感染拡大が襲ってくることも考えながら行動することが求められます。

皆さんも、今一度、足元を見つめていただき感染防止対策を実践され、健康な日常生活を過ごされることを切に願っています。

一方、この「きずな」がお手元に届くころには新しい内閣が誕生していることと思います。

新内閣は、前政権の反省点を踏まえて、コロナ禍の対策や経済対策など新政策が改めて示されるものと考えています。

私としても積極的に情報収集を行い、読み違えることなく会社の舵取りしていかねばと強く肝に銘じているところです。

そして、当社の第41期も下期に入りました。

上期は、予算に対してほぼ予定どおり推移しており、このコロナ禍の中で、従業員の皆様の頑張りが成果に結びつきました。

心から感謝しています。

下期も、大変厳しい経済環境ではありますが、皆さんがお客様のご期待に添う仕事を誠心誠意するなど、信頼度・ブランド力を高めていただき、第40期同様、利益率アップに繋げていただくようお願いいたします。

昨年も申しましたが、秋は行楽などの外出へ一番心が動かされる季節ですが、今は我慢の時です。

人は過去幾多の困難を克服してきた英知があります。このコロナウイルスも何れ克服される時が必ず来るはずです。

そのときまで感染対策に万全を期し、限られた中においても充実した日々を過ごされますことを願っています。



© dak



社会保険の適用が拡大

「年金制度改正法」が成立し、当社も2022年（令和4年）10月から社会保険適用者の拡大が義務化されました。

拡大の対象となる従業員

現在、当社で社会保険加入の対象者は、フルタイム従業員と週労働時間がフルタイムの3/4以上の方でしたが、2022年10月からは、次の全てに該当する従業員は社会保険加入対象者となります。

- ◇週の所定勤務労働時間が20時間以上
- ◇月額賃金が8万8千円以上
- ◇2か月以上の雇用の見込みがある
- ◇学生でないこと（ただし、休学中や夜間学生は加入対象）

また、配偶者の扶養の範囲内（年収130万円以内）で勤務されている方も、上記の加入要件を満たす場合は、社会保険の加入対象者となります。

※ 法律の定めにより、拡大対象者に該当する全ての方が社会保険加入者となります。



対象となる社会保険

社会保険に加入されると、社会保険制度が次のとおり変更となります。

- ◇国民健康保険 ⇒ 健康保険
- ◇国民年金保険 ⇒ 厚生年金保険



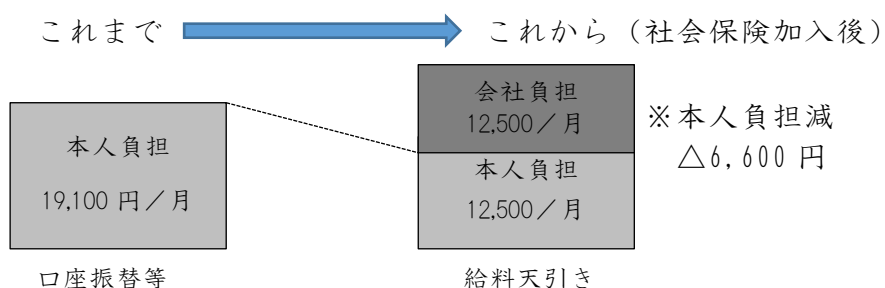
社会保険加入後の取扱いと保険料の額

《パートタイマー・アルバイトの方》

対象となる従業員の方は、これまで口座振替等で支払っていた「国民年金・国民健康保険料」が、「厚生年金保険料・健康保険料」（保険料）として、給料から天引きになります。※保険料の半額は会社が負担します。

年収106万円（月収8.8万円）の方の保険料の負担例

（厚生労働省パンフレットを参照）



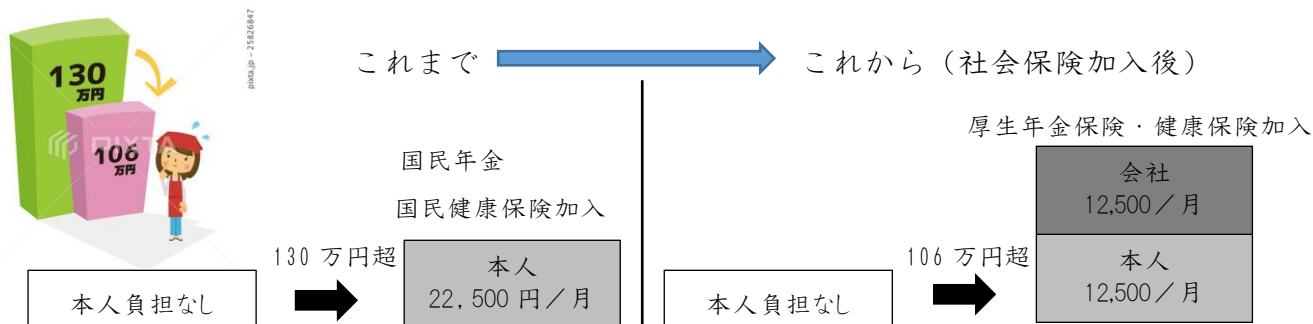
《配偶者の扶養の範囲内で勤務されている方》

被扶養配偶者の年収が130万円を超えると、保険料負担（国民年金・国民健康保険）が新たに発生しますが、保障内容に変化はありませんでした。

社会保険対象者になれば、厚生年金保険・健康保険に加入しなければならず、現在本人負担のなかった保険料の支払いが新たに発生しますが、その分、保障も充実したものになります。**※保険料の半額は会社が負担します。**

ただし、社会保険に加入後は、扶養基準（130万円）を意識せずに勤務もできます。

年収130万円の方の保険料の負担例（厚生労働省パンフレットを参照）



健康保険の充実

国民健康保険にはない給付金制度があります。

◇傷病手当金

業務外による療養のため働くことができないときは、その働くことのできなくなった日から起算して3日を経過した日から働くことのできない期間（最長1年6か月間）、傷病手当（給与の2/3相当）が支給されます。

◇出産手当金

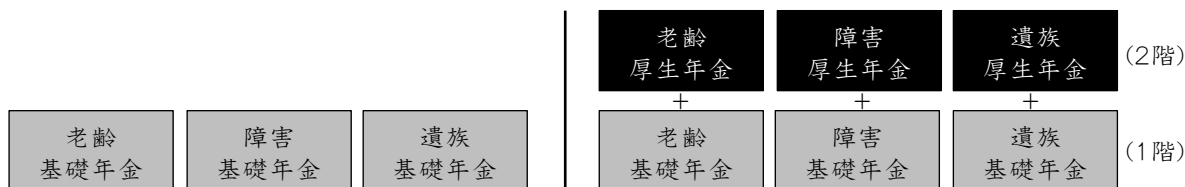
被保険者が出産のために会社を休み報酬が受けられないときに、産前42日・産後56日までの間、出産手当金（給与の2/3相当）が支給されます。

年金の充実

年金の3つの保障（老齢年金・障害年金・遺族年金）が充実します。

年金がこれまでの1階建てから2階建てになり、保障がワイドになります。

これまで → これから（社会保険加入後）



◇老齢年金：受給資格期間を満たした方で、満65歳以上の方が受け取ることのできる年金です。

◇障害年金：病気やけがなどで障害状態と認定された場合に受け取ることのできる年金です。

◇遺族年金：被保険者が亡くなったときに、残された遺族の方が受け取ることのできる年金です。



問合せ先 総務経理部 課長 真宅陽子

過半数代表者と任期

労使協定の締結当事者となる「労働者の過半数を代表する者」（以下「過半数代表者」と記載します。）及びその任期が、従業員の過半数以上の賛成により選出・決定されましたのでお知らせします。



選出された過半数代表者			過半数代表者の任期
部署名	職位等	氏名	
本社	主任	神田雅章	次のいずれかに該当するまでの期間 ・本人が辞退したとき ・管理監督者になったとき ・退職したとき
呉営業所	社員	道坂智康	
東山口営業所	主任	林光弘	
三次営業所	係長	新家逸宏	
東広島営業所	警備隊長	近永隆之	

編集後記

ボランティアの精神

1年繰り延べになった「東京2020オリンピック・パラリンピック」が開催されました。

コロナ禍での開催であったにも係らず、どうにか無事に終えることができたというのが正直な気持ちとしてあります。

そんな中、大会を支えられたボランティアの方々の献身的な活動に心から敬意を表したいと思います。

コロナ禍や数々の厳しい制限がありましたが、相手の気持ちに沿ったボランティアの「おもてなし」の心に対し、各国選手やスタッフの皆さんから感謝の声が多く届いているといいます。

日本でボランティア活動が積極的になったのは、そんなに遠くではなかったと記憶しています。

しかし近年、災害があれば必ず手弁当で参加される多くのボランティアの方々がおられます。何も求めず、被災された方々の気持ちを受け止め黙々と作業に携われる姿は、被災者にとって、本当に大きな心の支えになっているのではないのでしょうか。

ボランティアには色々な活動があります。身近なところでも、毎日のように通学路の見回りや清掃などをされている方々を見受け、本当に頭が下がる思いがしています。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催は、世界トップレベルの競技の素晴らしさにも増して、ボランティア精神の尊さについても改めて痛感させられた大会でもありました。

ボランティア受付

